

1 平成29年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

テーマ名	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの※ C	未措置 A-B-C
地域防災計画等において県が備蓄・整備することとしている物資及び資材について	19	0	2	17

※「今回措置を講じたもの」については、平成30年8月2日に知事から通知があったもの

2 行政監査の結果に基づき講じた措置

○ 地域防災計画等において県が備蓄・整備することとしている物資及び資材について

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜保健所	備蓄施設が洪水ハザードマップの浸水想定区域内に立地しており、1階に備蓄されている物資及び資材は浸水すると使用できないおそれがあるため、浸水対策や保管場所の移転について検討されたい。	岐阜保健所の1階に備蓄されていた、原子力対策用の安定ヨウ素剤等の物資について、浸水した場合に想定される水深（0.5～1.0m未満）より高い場所（当保健所の2階倉庫）へ移設を行い、浸水時にも対処できるように措置した。
	燃料又は乾電池（以下「燃料等」という。）で稼働する機材（発動発電機、灯油ストーブ、ランタン、拡声器）について、燃料等が当該機材と一体的に備蓄されていないものがあるため、災害時に迅速に機材を稼働できるよう、応急用の燃料等の機材との一体的な備蓄又は発災時の確実な調達方法について検討されたい。	ガソリンで稼働する発動発電機について、レギュラーガソリン缶詰を購入し、当発電機と一緒に保管することにより災害時に迅速に稼働できるよう体制を図った。